

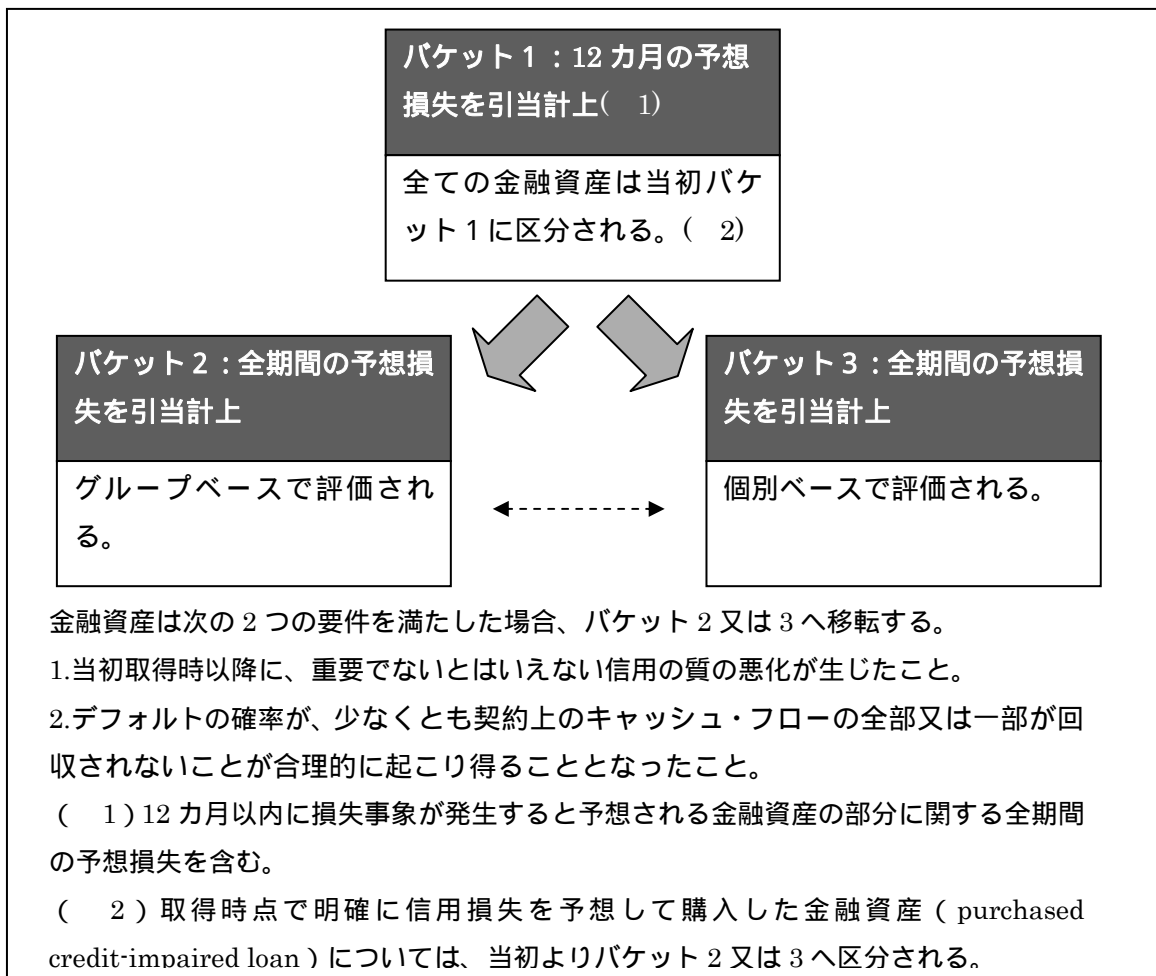
IASB 及び FASB における検討状況（減損）

IASB 及び FASB は、減損モデルについて、3 バケットアプローチを基礎とした検討を行っている。本ペーパーでは、当該3 バケットアプローチについて、2012 年 5 月までに暫定決定された内容を中心に、これまでの検討状況の概要をまとめている。

1. 減損プロジェクトにおける主な審議状況（補足文書公表以降）

2011 年	1 月	IASB 及び FASB が補足文書を公表（グッドブックとバッドブック）
	6 月	3 バケットアプローチの審議開始
	7 月	バケット間の移転について、絶対的モデルか相対的モデルかの審議（～10 月）
	12 月	現在の提案モデルへ暫定決定（以下の 2 章、参照）
2012 年	1 月	購入資産の取扱いについて審議
	2 月	売掛債権の取扱いについて審議
	4 月	バケット 1 の減損測定等（以下の 2 章、参照）について審議
	5 月	Modified Loans 等（以下の 3 章～参照）について審議

2. 3 バケットアプローチの概要



原則

- 本減損モデルでは、ローンの信用の質の悪化の一般的パターンを描写することを目指している。
- すべてのケースで、引当金残高を算定するために用いられる信用損失では、過去の情報と、フォワードルッキングな情報を含んだ現在の情報の両者が考慮される。

バケット１から、バケット２又は３への移転の要件

- 金融資産は次の２つの要件を満たした場合、バケット２又は３へ移転する。
 1. 当初取得時以降に、重要でないとはいえない（more than insignificant）信用の質の悪化が生じたこと。
 2. デフォルトの確率が、少なくとも契約上のキャッシュ・フローの全部又は一部が回収されないことが合理的に起こり得る（reasonably possible）こととなったこと。
- バケット間移転の２要件の根底にある考え方
 - ✓ 典型的なリスクカーブ（例えば、リスクレベルごとのボラティリティ）は線形ではない。過去のデフォルト・データは次のことを示している。
 - 投資適格水準の範囲においては、デフォルトリスクは緩やかに変化する。
 - しかし、一定水準レベルに信用リスクが高まると、リスクカーブの形状は変化し、デフォルトリスクは加速度的に上昇する（shape of hockey stick）。
 - ✓ したがって、全期間の予想損失を認識することとなる適切な量の信用の質の悪化（例えば、「意味のある悪化」）は、当初認識時における信用リスクによって異なるかもしれない。
 - ✓ このような非線形のリスクカーブにより、信用の質のよい資産について信用の質の悪化が意味ある幅になるためには、信用の質の悪い資産よりも、より多くの悪化が必要となる。
- バケット２又は３への移転後、上記の要件のいずれかをもはや満たさなくなった場合、バケット１へ再度移転する（「バケット間の移転に関する対称性」）。

バケット１の減損測定（４月暫定決定）

- バケット１の測定アプローチを、「損失事象が今後１２か月の間に予想される金融資産に関する予想損失」として定義する。
- さらに、バケット１の測定アプローチは次のように説明される。
 - a. 予想損失は、今後１２か月における損失事象の可能性を伴う金融資産について、その存続期間にわたって予想される資金不足（すなわち、すべての損失の内容）である。すなわち、測定される損失は、今後１２か月の間の資金不足のみではない。

- b. 全期間の損失の見積りでは、遠い将来の期間の詳細な見積りを要求すべきではなく、予測期間が長くなるにつれて見積損失の予測に際して必要な詳細さの程度は小さくなる。
- c. さまざまなアプローチを予想損失の見積りに使用することができる。これには、「損失事象に関する 12 か月の蓋然性」を明示的にはインプットとして織り込まないアプローチも含まれる。

予想信用損失の見積りについての明確化（４月暫定決定）

- 「期待値」という用語の使用に関して関係者から提起された懸念に対処するため、予想信用損失の見積りは次の点を反映しなければならないことを明確化する。
 - a. 将来の見積りを行う際に関連性があると考えられるすべての合理的かつ支持し得る情報
 - b. 起こり得る結果の範囲並びにその結果が起こる可能性及び合理性（すなわち、単なる「最も可能性の高い結果」の見積りではない。）
 - c. 貨幣の時間価値
- また、企業は予想信用損失の見積りに際し、過度なコストと労力なしに合理的に利用可能な情報を考慮しなければならない。

（参考）2011年10月までに検討されてきたアプローチと現在の暫定決定モデルの比較

	Credit Quality Approach (1)	Bucket 1 Approach (2)	現在の暫定決定モデル
バケット間の移転	企業のリスク管理に基づく。 <u>現在の信用の質によって移転が行われる。</u> したがって、現在の信用格付が同じ（例えばBB格）であれば、当初の信用格付に係らず、同じバケットに区分される。	企業のリスク管理に基づく。 <u>当初取得時からの信用の質の変化に基づく。</u> したがって、現在の信用の質が同じ（例えばBB格）であっても、当初取得時の格付がAAA格であった資産と、B格であった資産のバケット区分は異なるかもしれない。	企業のリスク管理に基づく。 <u>上記の2要件（重要ではないとは言えない信用の質の悪化、及び合理的可能性のある回収不能性）</u> を満たしたとき。
資産の当初取得時のバケット区分	ローンのうち、信用リスクの高いものは、当初からバケット2に区分される可能性がある。	全てのローンは、当初、バケット1に区分される。	全てのローンは、当初、バケット1に区分される。
長所	現行の企業の信用リスク管理手法と整合的と考えられる。	当初のバケット分けにおいて、資産の価格付けとの関係を反映している。	多くの場合、現行の企業の信用リスク管理手法と整合的な結果となる。
短所	当初のバケット分けにおいて、資産の価格付けとの関係が無視される可能性がある。	現行の企業の信用リスク管理手法と整合的とはいえない。	現行の企業の信用リスク管理手法と整合的とはいえない場合がある。

（ 1 ）2011年7月までは、絶対的モデル（absolute model）と呼称されていた。

（ 2 ）2011年7月までは、相対的モデル（relative model）と呼称されていた。

3. 3バケットアプローチの各論

購入資産のうち、purchased credit-impaired loan (PCI) の取扱い

(1)バケット区分

- 当初取得時より、バケット2又は3へ区分し、事後にバケット1へ移転しない。
- 減損は、当初予想CFに対する不足額として認識される（したがって、当初取得時に減損損失は認識されない）。

(2)定義

- どのような購入資産を、PCIとして定義するのかについては、引き続き検討中である。
- IASBは、IASBスタッフに、現行のIFRSの範囲と類似した範囲(“acquired at a deep discount”)を維持しながら進めることを要請している。
- FASBは、FASBスタッフに、新規組成以後に重要でないとはいえない信用の質の悪化があり、少なくとも契約上のキャッシュ・フローの全部又は一部が回収されないことが合理的に起こり得る資産を含めるというアプローチも追及することを要請している。

(3)予想CFの有利な変更が生じた場合の取扱い

- 取得後に、当初の予想CFよりも有利な方向に予想CFが変更された場合、当該変更による割引現在価値の修正は即時に損益認識される。

売掛債権の取扱い

(1)重大性がある財務要素のない売掛債権

- 予想損失モデル（引当マトリックスを用いることができるという実務上の簡便法を含む）を適用する。（4月暫定決定）
- （IASB）簡略化した形式の3バケットアプローチを適用すべきであり、次のように会計処理される。
 - ✓ 収益認識EDで定義される取引価格で売掛債権を当初測定する。
 - ✓ 当初認識時から、バケット2又は3に区分し、全期間の予想損失を認識する。
- （FASB）予想損失モデルが適用される場合には、すべての売掛債権に対する信用減損測定目的が、全期間を通じて、全期間の予想損失となる。

(2)重大性がある財務要素のある売掛債権

- 予想損失モデルを適用する。
- 企業は会計方針として、次のいずれかを選択する。
 - a. 3バケットアプローチを適用する。
 - b. 簡略化したアプローチとして、当初取得時以降、全期間の予想損失を減損認識する（すなわち、バケット間の移転をトレースする必要はない）。

参考：収益認識 ED（2011年11月公表）における「重大性がある財務要素」に関する記述

貨幣の時間価値

58 取引価格を算定する際に、契約が当該契約にとって重大性がある財務要素を有している場合には、企業は、約束した対価の金額を貨幣の時間価値を反映するように調整しなければならない。約束した対価の金額を貨幣の時間価値を反映するように調整する際の目的は、企業が収益を次のような現金販売価格を反映する金額で認識することである。その現金販売価格とは、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で顧客がそれらに対して現金を支払ったとした場合の価格である。約束した対価の金額が約束した財又はサービスの現金販売価格と異なる場合には、その契約には当該契約にとって重大性があるかもしれない財務要素（すなわち、顧客への又は顧客からの利息）がある。

59 財務要素が契約にとって重大性があるかどうかを評価する際に、企業は、種々の要因を考慮しなければならない。これには次の要因が含まれるが、これらに限らない。

(a) 約束した財又はサービスを企業が顧客に移転する時点と顧客が当該財又はサービスに対して支払う時点との間の見込まれる期間の長さ

(b) 顧客がその業界及び法域での典型的な信用条件に従って速やかに現金で支払ったとした場合に、対価の金額が大きく異なることとなるかどうか

(c) 契約における金利及び関連性のある市場での実勢金利

60 実務上の便宜として、契約開始時に、顧客による約束した対価の全額又はほぼ全額の支払と約束した財又はサービスの顧客への移転との間の期間が1年以内となる場合には、企業は約束した対価の金額を貨幣の時間価値を反映するように調整する必要はない。

Modified Loans の取扱い（5月暫定決定）

- (IASB) 次の通り、暫定決定した。
 - ✓ Modified loan のバケット間の移転は、他の資産（オリジネートローン等）と同様の2要件(2章 参照)に基づき判断される。
 - ✓ 上記の2要件の判断にあたっては、(1)現在の信用の質と、(modified 前の)当初の信用の質を比較し、(2)(modified 後の)契約 CF について、回収可能性の程度を評価する。
 - ✓ ローンの帳簿価額(carrying value)は、modified 後の契約 CF を当初の実効金利によって割り引いた現在価値によって表示する。
- (FASB) 債権者が、債務者の財務状況悪化に関連して債務者に対して一定の免除を与えた Loan¹については、全期間の予想損失を引当計上する。

¹ 現行の米国基準における、Troubled Debt Restructurings に該当するものをいう。

リース債権の取扱い（５月暫定決定）

- 予想損失モデルを適用する。
- 企業は会計方針として、次のいずれかを選択する。（すなわち、売掛債権と同様の扱い）
 - a. ３ バケットアプローチを適用する。
 - b. 簡略化したアプローチとして、当初取得時以降、全期間の予想損失を減損認識する（すなわち、バケット間の移転をトレースする必要はない）。

割引率の決定（５月暫定決定- IASB のみ）

- 予想損失を割り引くための割引率は、（IAS 第 39 号における）実効金利とリスク・フリー金利の間（両端を含む）で、企業が選択をする。
- 企業が、上記の２つの金利の間の金利を用いる場合、当該金利は何らかのベンチマーク金利やインデックス金利を基礎とするものでなければならない。
- 企業が用いる割引率は、当初に選択した後に、整合的に適用されなければならない。

今後の予定

- 次の論点についての議論
 - ✓ 減損モデルの実務的な簡便法及び適用ガイダンス
 - ✓ ローン・コミットメント及び金融保証契約の取扱い
 - ✓ 開示
- 再公開草案は、2012 年下半期に公表予定。

以上